



# 埼玉県報

第106号  
令和2年(2020年)  
5月15日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 予算の公表（財政課）
- 電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- クリーニング業法第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 鴻巣行田土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 久喜都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（特別支援教育課）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の変更（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 小児医療センター医療情報システム用パーソナルコンピューター等機器の調達に関する入札公告（小児医療センター）

### 正誤

- 埼玉県監査委員・埼玉県代表監査委員訓令第1号中訂正（監査第一課）

# 告 示

## 埼玉県告示第四百九十三号

令和二年五月十一日に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により専決処分した令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）を、次のとおり公表する。

令和二年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,302,033千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,017,844,486千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		195,804,366	1,284,609	197,088,975
	2 国庫補助金	78,500,572	1,284,609	79,785,181
12 繰入金		87,180,107	4,017,424	91,197,531
	2 基金繰入金	75,474,323	4,017,424	79,491,747
歳入	合計	2,012,542,453	5,302,033	2,017,844,486

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		39,323,820	5,302,033	44,625,853
	1 商工業費	38,956,870	5,302,033	44,258,903
歳出	合計	2,012,542,453	5,302,033	2,017,844,486

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
98,071,380円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和二年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

### 二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 令和二年九月二十七日

埼玉県熊谷市拾六間百十一番地一

熊谷文化創造館さくらめいと

ロ 令和二年十月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ハ 令和二年十一月二十九日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

### 三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 令和二年九月十日

埼玉県川越市鯨井千五百五十六番地一

川越西文化会館

ロ 令和二年十月九日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ハ 令和二年十一月十一日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

### 四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エキアプレミエ和光

埼玉県和光市本町四―七

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）和光市南口駅ビル

埼玉県和光市本町四―七

（変更後）エキアプレミエ和光

埼玉県和光市本町四―七

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 未定

（変更後） 株式会社成城石井 代表取締役 原昭彦

東京都世田谷区成城六丁目十一番四号 外 計九者

#### ハ 変更年月日

令和二年三月二十六日

#### ニ 届出年月日

令和二年四月九日

#### 二 縦覧期間

令和二年五月十五日から令和二年九月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年五月十五日から令和二年九月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告示

## 埼玉県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
鴻巣行田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に  
ついて、次のとおり届出があった。

令和二年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	金子克司	埼玉県鴻巣市広田二千三百十三番地の一
同	松本清	行田市大字野八百五十三番地
同	羽鳥幸司	鴻巣市屈巢三千四百十一番地
同	内田幸造	同 広田千八百九十九番地
同	吉田一雄	同 屈巢二千九百五十三番地
同	野本照夫	同 広田二千五百五十一番地
同	戸塚實	行田市大字埼玉四千四百十三番地一
同	馬場勝美	鴻巣市広田二千三百八十九番地
同	羽鳥一郎	同 三千二百四十七番地の一
同	程塚秀夫	同 三千三百十二番地
同	島壽正實	同 屈巢二千八百六十八番地
同	島崎一夫	同 二千八百六十六番地一
同	荒川功	同 広田九百十三番地の七
同	箭内新一	同 千九百七番地
同	井上正	同 二千八百八十四番地
同	井上泰伯	同 二千二百四十二番地
同	金子一男	同 二千二百五十二番地
同	須永秀夫	同 屈巢二千七百五十七番地
同	田中久雄	同 三千五百十二番地
同	秋山清治	同 三千五百七十番地
同	島崎文男	同 三千四百五十七番地
同	戸塚一太郎	行田市大字野七百九十六番地
同	木村武雄	同 大字埼玉四千二百三十七番地
同	大島秀次	鴻巣市赤城七百十九番地
監事	小山東司	同 広田千二百六十九番地

二  
退任

職名	氏名	住所	同	同
理事	金子克司	埼玉県鴻巣市広田二千三百十三番地の一	同	行田市大字埼玉四千四百七十八番地
	松本清	行田市大字野八百五十三番地	同	鴻巣市屈巢三千八百三十七番地
	羽鳥幸司	鴻巣市屈巢三千四百十一番地		
	内田幸造	同 広田千八百九十九番地		
	金子和義	同 屈巢三千五百七十八番地		
	野本照夫	同 広田二千五百五十一番地		
	戸塚實	行田市大字埼玉四千四百十三番地の一		
	馬場勝美	鴻巣市広田二千三百八十九番地		
	羽鳥一郎	同 同三千二百四十七番地の一		
	程塚秀夫	同 同三千三百十二番地		
	島崎正實	同 屈巢二千八百六十八番地		
	島崎一夫	同 同二千八百六十六番地一		
	岡田明久	同 広田千百九十一番地		
	箭内新一	同 同千九百七番地		
	井上正	同 同二千百八十四番地		
	井上泰伯	同 同二千二百四十二番地		
	金子一男	同 同二千二百五十二番地		
	須永秀夫	同 屈巢二千七百五十七番地		
	田中久雄	同 同三千五百十二番地		
	秋山清治	同 同三千五百七十番地		
	島崎文男	同 同三千四百五十七番地		
	戸塚一太郎	行田市大字野七百九十六番地		
	木村武雄	同 大字埼玉四千二百三十七番地		
	坂本晃	鴻巣市赤城百六十八番地		
監事	金子一夫	同 屈巢二千七百四十七番地		
	小山東司	同 広田千二百六十九番地		
	中山幾七	同 行田市大字埼玉四千四百七十八番地		

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十八号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十九号

久喜市から久喜都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和二年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、令和二年度及び令和三年度において埼玉県が締結する埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和二年五月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 一般競争入札参加資格者

埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、資格を有する者として認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は、一般競争入札参加資格者を県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格者名簿に登録するものとする。

#### 二 資格審査の認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から二年を経過しない者

ニ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

ホ 次のいずれにも該当する者

(1) 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて二年以上経過していない者

(2) 道路運送法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて五年以上経過していない者

(3) 道路運送法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受け

た期間が、通算で五年未満の者

へ 運行業務に必要な許可を受けられない者

### 三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A、B及びCの三等級に区分して定める。

### 四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車の台数

(3) 従業員の数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 総資本経常利益率

(3) 固定資産自己資本比率

ニ 営業期間

ホ 免許、許可又は過去の業務実績

ヘ 障害者の雇用の状況

ト ISO14001の認証取得状況

### 五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式の申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならぬ。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 営業所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(2) 決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。

ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

ホ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

- (1) 市町村長（特別区の区長を含む。）が発行する身分証明書の写し
- (2) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない旨の誓約書
- (3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
  - へ 県民税及び事業税の納税証明書（申請日の直前一年間の事業年度に係るもの）  
（法人県民税及び事業税にあつては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税にあつては埼玉県内の住所地に係るもの）
  - ト 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - チ 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者のみ）
  - リ 障害者の雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者の雇用を行っている場合のみ）
  - ヌ ISO14001 認証取得登録証の写し（認証取得登録を受けている場合のみ）
  - ル 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ）
  - ヲ 在籍証明一覧表
  - ワ 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
  - カ 申請者がホ(2)の誓約書を提出できない場合は、契約締結のために必要な同意書をして発行者が発行する同意書
- 六 申請書の配布及び提出場所  
〒三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県庁第二庁舎十階 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当  
電話〇四八―八三〇―六八八五
- 七 資格審査の申請時期
- 八 申請者は、随時に、申請書を知事に提出することができる。  
申請者への通知  
知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。
- 九 資格の有効期間  
資格を認定した日から令和四年三月三十一日までとする。
- 十 申請書等の作成に用いる言語等
- イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額は、日本国通貨により表

示しなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

#### 十一 資料の提出要求等

知事は、資格審査に際し必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

#### 十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者又は代理人

ハ 住所又は所在地（代理人の住所又は所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金の額

ヘ 電話番号及びファクシミリ番号

ト 登録、免許、許可等に関する事項

チ 障害者の雇用の状況

リ ISO14001の認証取得状況

#### 十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

イ 二イ、ロ又は二のいずれかに該当する者となつたとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。

ヘ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項の規定により逮捕



され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたと  
き。

ト 安全運行の確保が困難であると認められるとき。

処 理 欄	受付日		登録番号
	年 月 日	市 町 村	

処理欄には記入しないでください。

### 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書

埼玉県が行う令和2年度及び令和3年度の埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請いたします。

また、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを宣誓します。

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申 請 者 (〒 - )  
 住所又は所在地  
 (ふりがな)  
 商号又は名称  
 (ふりがな)  
 代表者職・氏名 印  
 電話番号 ( - - )

#### ○添付書類

- ※1 一般競争入札参加資格審査項目票
  - ※2 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）
  - ※3 営業所一覧表
  - ※4 申請者が法人の場合：次に掲げる書類
    - (1) 商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書
    - (2) 決算報告書の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）
  - 5 申請者が個人の場合：次に掲げる書類
    - ※(1) 市町村長（特別区の区長を含む。）が発行する身分証明書の写し
    - (2) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない旨の誓約書
    - ※(3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）
  - ※6 県民税及び事業税の納税証明書（申請日の直前1年間の事業年度に係るもの）（法人県民税及び事業税にあっては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税にあっては埼玉県内の住所地に係るもの）
  - ※7 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - 8 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者のみ）
  - 9 障害者の雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者の雇用を行っている場合のみ）
  - 10 ISO14001認証取得登録証の写し（認証取得登録を受けている場合のみ）
  - 11 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ）
  - ※12 在籍証明一覧表
  - ※13 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
  - 14 同意書（5(2)の誓約書を提出できない場合のみ）
- (注) 番号の前に※印を付してある書類は、添付を省略することができないものです。

## 1 使用印鑑

--

(注)「使用印鑑」とは、入札書、見積書、契約書及び請求書に押印する印鑑です。

## 2 申請日直前の事業年度2年間における契約状況

### (1) バス業務

乗合・貸切・特定	契約者	業務の内容	契約金額	契約期間
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月

### (2) バス業務以外

発注者	業務の内容	契約金額	契約期間又は契約日

- (注) 1 2年間における主な業務で、契約金額の高いものから記載すること。  
 2 契約が毎年更新されている場合も、合算せずに契約ごとに記載すること。

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年五月十日第六号、平成十五年九月二十四日第十四号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和二年五月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

取消番号	第一〇五号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和二年五月十五日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百六十四番一地先から  埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百六十五番一地先まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十七番一地先から  埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十四番一地先まで</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十三・四メートル</p> <p>十三・五メートル</p>
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇メートル</p> <p>六・〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十二年六月十九日第十一号、平成十三年五月十日第六号、平成十六年五月二十日第一号及び平成二十二年六月八日第二号で指定をした道路を次のとおり変更した。

令和二年五月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

				第一〇六号	変更番号
				第一項第四号	種 類
				第一項第四号	指定の変更に 係る道路の 種 類
平成二十二年 六月八日		平成十六年 五月二十日		平成十三年 五月十日	平成十二年 六月十九日
変更前		変更前		変更前	指定の変更 の年月日
変更前		変更前		変更前	指定の変更 に係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 七番十九地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 百三十四番一地先まで		埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 百三十四番四地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 百三十一番一地先まで		埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百 六十二番四地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百 六十四番一地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 百二十七番一地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 百二十六番五地先まで
十二・〇メートル		四十二・〇メートル		四十八・〇メートル	十八・七メートル
六・〇メートル		六・〇メートル		三・三メートル	六・〇メートル
					指定の変更に係る 道路の延長 (単位メートル)
					指定の変更に係る 道路の幅員 (単位メートル)

			変更番号
			指定の変更に係る道路の種類
		令和二年 五月十五日	指定の変更の年月日
変更後	変更後	変更後	指定の変更に係る道路の位置
百三十一番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 七番十九地先から	六十四番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百	百二十四番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松	指定の変更に係る道路の延長 (単位メートル)
六十八・〇メートル	五十三・〇メートル	十三・〇メートル	指定の変更に係る道路の幅員 (単位メートル)
六・〇メートル	三・三メートル	六・〇メートル	



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年五月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

	第一〇七号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	令和二年五月 十五日	指定の年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十八番 一地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松七十九番 地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十一 番二地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十一 番一地先まで	指定に係る道路の位置
十七・六メートル	十五・二メートル	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
一・六メートル 六・〇メートル	三・〇メートル	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 10,147 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 3 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口 5 丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 23,000 円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和 2 年 1 月 28 日
- 8 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用液体塩素 643 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 3 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
キョウワ株式会社  
埼玉県久喜市清久町 4 - 1
- 5 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 82,000 円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和 2 年 1 月 28 日
- 8 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県行田浄水場

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,593 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 3 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口 5 丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 58,000 円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和 2 年 1 月 28 日
- 8 納入場所  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場



# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用粉末活性炭(ウェット炭) 522 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ケミテック株式会社 営業所  
埼玉県さいたま市北区奈良町157番地の4
- 5 落札金額(税抜)  
1トン当たり 195,000円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年1月28日
- 8 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用粉末活性炭(ドライ炭) 890 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 3 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
キョウワ株式会社  
埼玉県久喜市清久町 4 - 1
- 5 落札金額 (税抜)  
1 トン当たり 169,000 円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和 2 年 1 月 28 日
- 8 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県吉見浄水場

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用濃硫酸 1,946 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 3 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口 5 丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 21,000 円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和 2 年 1 月 28 日
- 8 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年五月十五日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

## 一般競争入札公告

### 1 調達内容

#### (1) 購入件名及び数量

小児医療センター医療情報システム用パーソナルコンピューター等機器一式

#### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 納入期限

令和2年12月18日（金）

#### (4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2 埼玉県立小児医療センター

#### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

### 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら



れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8777 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2 埼玉県立小児医療センター 医事・経営担当 西澤 電話048-601-2200（内線2802）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年7月15日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年7月14日（火）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県立小児医療センター 令和2年7月15日（水）午前10時10分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当す

る場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和2年6月23日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年6月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び契約書（案）による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of personal computer etc. for medical information system

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., July 15, 2020

By registered mail or in person: 5:00 p.m., July 14, 2020

(3) Contact Information:

Saitama Children's Medical Center

1-2, Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-shi, 330-8777

Ph. 048-601-2200 Ext. 2802

## 正 誤

埼玉県監査委員・埼玉県代表監査委員訓令第一号（令和二年三月二十四日）中訂正

ページ 行

一 前から二十三

誤

50を削除する。二事務局の職員の服務等に関する事務の事務局長専決事項の欄13中「配偶者同行休業条例において準用する場合を含む。」を「配偶者同行休業条例第六條第二項において準用する場合を含む。」に改める。

正

50を削除する。